証券コード　6844

平成２７年６月４日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目２番１号

新電元工業株式會社

代表取締役社長　森川雅人

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　埼玉県飯能市仲町11番21号
ホテル・ヘリテイジ飯能sta.　６階　ヘリテイジホール

３．目的事項

報告事項

１．第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shindengen.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減などにより個人消費は大きく落ち込んだものの、円安基調を背景として輸出企業を中心に収益が上向いたほか、雇用環境についても改善が見られるなど、緩やかに景気回復が進みました。また、海外においては、欧州や新興国では景気の減速が見られたものの、米国は堅調な個人消費に牽引されて景気回復基調が継続いたしました。

当社グループを取り巻く環境は地域によるばらつきがあったものの、成長事業と位置付けているモビリティ分野を中心に概ね堅調に推移いたしました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は1,082億55百万円（前期比3.5%増）となりました。利益面においては、事業環境が概ね堅調に推移したほか、円安効果も加わるなど想定を上回る面もありましたが、新エネルギー製品の一部について点検・保守作業等を実施することになり、予想される発生費用見込額25億18百万円を営業費用に計上したことにより、営業利益は76億73百万円（前期比32.2%減）、経常利益は78億61百万円（前期比28.3%減）、当期純利益については52億52百万円（前期比56.7%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】
デバイス事業の売上高は332億61百万円（前期比1.8％増）、営業利益は41億10百万円（前期比2.6％減）となりました。
自動車市場においては、国内は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減から回復の兆しが見られず軟調に推移したものの、好調な北米に支えられ、面実装製品を中心に前年並みの水準となりました。産業機器市場は、中国・北米および国内でＦＡ関連の設備投資が伸びたことなどにより大容量ダイオードを中心に需要が拡大し、デバイス事業全体としては増収となりました。損益面は、次世代の事業の柱とすべく、パワーモジュールへの研究開発や設備投資を増やしたことなどにより減益となりました。

【電装事業】
電装事業の売上高は459億70百万円（前期比9.0％増）、営業利益は65億55百万円（前期比11.1％減）となりました。
アジア二輪車市場においては、ＡＳＥＡＮ地域で進むＦＩシステムへの移行に伴いＥＣＵ（電子制御ユニット）が増加したほか、インドで新たに立ち上げた生産子会社の稼働が寄与したことにより、増収となりました。損益面においては、増産投資により減価償却費が増加したことなどにより、減益となりました。

【新エネルギー事業】
新エネルギー事業の売上高は257億48百万円（前期比3.2％減）、営業利益は37百万円の損失（前期は23億57百万円の利益）となりました。
通信用電源需要が前期に比べ増加したものの、太陽光発電向けパワーコンディショナについては、前期までの拡大基調から、電力会社の接続保留問題などにより一時的に減速したことで、新エネルギー事業全体としては減収となりました。損益面においては、不採算事業の構造改革効果が見られたものの、一部の製品に対する点検・保守作業等の実施に伴う発生費用見込額を営業費用に計上したことから減益となりました。

【その他】
売上高は32億75百万円（前期比5.6％増）、営業利益は55百万円（前期比3.3％減）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、長期借入金および社債の発行により総額65億円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、65億42百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、二輪車用電装品等の製造・販売を行うシンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッドの工場が完成したことをはじめ、電装事業において生産設備増強やデバイス事業において生産設備増強および維持更新投資を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前３連結会計年度の財産および損益の状況

区分＼期別		第89期 平成23年度	第90期 平成24年度	第91期 平成25年度	第92期 (当連結会計年度) 平成26年度
売上高	百万円	82,561	88,426	104,564	108,255
経常利益	百万円	3,699	3,317	10,960	7,861
当期純利益	百万円	1,502	4,009	12,129	5,252
1株当たり当期純利益	円	13.73	38.06	117.71	50.98
総資産	百万円	111,920	118,700	132,823	134,002
純資産	百万円	34,541	39,746	49,662	56,664

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金		当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社秋田新電元	490	百万円	100.0%	電気機器の製造
株式会社東根新電元	400	百万円	100.0	電気機器の製造
株式会社岡部新電元	100	百万円	100.0	電気機器の製造
新電元デバイス販売株式会社	100	百万円	100.0	電気機器の販売
新電元エンタープライズ株式会社	50	百万円	100.0	福利厚生サービス
株式会社新電元ロジステック	30	百万円	100.0	物流サービス
新電元スリーイー株式会社	25	百万円	100.0	電気機器の製造
新電元熊本テクノリサーチ株式会社	20	百万円	100.0	ソフトウェアサービス
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000	千THB	100.0	電気機器の製造
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276	千USD	100.0	電気機器の製造
シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド	1,240	百万INR	100.0	電気機器の製造・販売
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	147,879	百万IDR	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	151,456	百万VND	100.0	電気機器の製造・販売
広州新電元電器有限公司	48,200	千CNY	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	102,000	千THB	100.0	電気機器の製造・販売
新電元（上海）電器有限公司	33,153	千CNY	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000	千USD	100.0	電気機器の販売
新電元（香港）有限公司	1,500	千HKD	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・ユーケー・リミテッド	141	千EUR	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108	千USD	100.0	電気機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成25年度から平成27年度の３ヵ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定しております。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは「ＣＲＥＡＴＥ ＴＨＥ ＦＵＴＵＲＥ」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、ＭＯＳＦＥＴ、省電力型電源用パワーＩＣ、高耐圧パワーＩＣ、ＤＣ－ＤＣコンバータＩＣ、パワーモジュール
電装	二輪車用ＥＣＵ、二輪車用レギュレータ／レクティファイア、二輪車用ＣＤＩ、四輪車用ＤＣ／ＤＣコンバータユニット、四輪車用オンボードチャージャー、四輪車用ＥＣＵ
新エネルギー	太陽光発電用パワーコンディショナ、蓄電システム、ＥＶ用充電器、通信機器用電源装置、汎用インバータ
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区大手町二丁目２番１号
	国内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 飯能工場（埼玉県飯能市）
	海外	ソウル営業所（大韓民国） バンコク事務所（タイ王国）
子会社	国内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元デバイス販売株式会社（東京都千代田区） 新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県飯能市） 株式会社新電元ロジステック（埼玉県飯能市） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）
	海外	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド（インド共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） 新電元（上海）電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユーケー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,274名	19名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
959名	8名増	41.24歳	16.44年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	9,700百万円
株式会社三井住友銀行	5,750
株式会社埼玉りそな銀行	5,750
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,350

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 非連結子会社であったシンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッドを連結の範囲に含めております。

② シンデンゲン・ラオス・カンパニー・リミテッド（非連結子会社）を設立しております。

③ 平成27年４月１日付、株式会社新電元ロジステックの新エネルギー関連事業を新電元スリーイー株式会社に吸収分割いたしました。

また、同日付で株式会社新電元ロジステックと株式会社東根新電元は後者を存続会社として吸収合併いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

①	発行可能株式総数	普通株式	310,000,000株
		Ａ種優先株式	50,000,000株
		Ｂ種優先株式	50,000,000株
②	発行済株式の総数	普通株式	103,388,848株
		Ａ種優先株式	－
		Ｂ種優先株式	－
③	株主数	普通株式	6,416名
		Ａ種優先株式	－
		Ｂ種優先株式	－

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	13,363千株	12.97%
中央不動産株式会社	9,800	9.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,781	4.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,689	3.58
資産管理サービス信託銀行株式会社(みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	3,568	3.46
朝日生命保険相互会社	3,255	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,347	2.28
新電元工業協力会社持株会	2,086	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,965	1.91
株式会社埼玉りそな銀行	1,857	1.80

（注） 持株比率は自己株式（普通株式356,557株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森川雅人	
取締役（常務執行役員）	小笠原政教	構造改革担当
取締役（常務執行役員）	佐々木延幸	工場長　兼　工場管理・環境管理・資材・物流・磁性部品担当
取締役（常務執行役員）	荒幡義光	経理・内部監査・情報システム担当
取締役（上席執行役員）	鈴木吉憲	販売・電装事業担当
取締役（執行役員）	根岸康美	経営企画室長 兼　人事・総務・人材開発担当
取締役（執行役員）	堀口健治	技術開発センター長　兼　技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
取締役	山田一郎	東京大学大学院教授
常勤監査役	横瀬是秀	
監査役	沖本隆史	中央不動産株式会社　代表取締役社長
監査役	三宅雄一郎	弁護士

（注）１．取締役山田一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役沖本隆史および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役山田一郎氏および監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役横瀬是秀氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	人　　員	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	116百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	48 (18)
合計 （うち社外役員）	11 (3)	164 (23)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成元年３月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第70回定時株主総会において月額６百万円以内と決議いただいております。
４．平成20年６月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
・取締役　１名　65百万円
・監査役　１名　６百万円（うち社外監査役　１名　６百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ．他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役沖本隆史氏は、中央不動産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。中央不動産株式会社は当社の大株主であります。

ロ．他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、取締役山田一郎氏が13回、監査役沖本隆史氏が10回、監査役三宅雄一郎氏が12回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は14回開催され、監査役沖本隆史氏が11回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役山田一郎氏、監査役沖本隆史氏および三宅雄一郎氏は、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名　　称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	５５百万円	５６百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

２．当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。

３．当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、平成18年５月12日の取締役会にて決議いたしました。その後、平成21年３月13日の取締役会において、以下のとおり改定しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

１）取締役および使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。

２）取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。

３）執行役員制度により、取締役の職務執行（意思決定・監督）機能と執行役員の職務執行（業務執行）機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。

４）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

５）内部監査部により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。

６）通報者を保護した内部通報制度（企業倫理ホットライン／社内および社外の相談窓口）により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査および再発防止の徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書または電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

１）会社における個々の損失の危険（環境、災害、品質、輸出管理等のリスク）については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防および事後対応策の検討ならびに実行、教育、監査等の活動を行います。

２）個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。

３）内部監査部により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

1）取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。

2）執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定および監督機能に注力します。

3）達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

⑤　当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

1）企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。

2）子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門および各種委員会を通じて子会社と一体となった運営を行います。

3）各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。

4）監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。

5）企業集団としての内部通報制度（企業倫理ホットライン）により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課および人事異動については監査役監査基準（規定）の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況（守秘義務に配慮）、予め監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

1）代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。

2）監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。

3）監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

1）市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。

2）総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1）中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成25年度から平成27年度の３ヵ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定しております。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは「ＣＲＥＡＴＥ　ＴＨＥ　ＦＵＴＵＲＥ」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいる所存であります。

２）不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成19年５月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、平成19年６月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

平成25年６月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した４類型および高圧的２段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（http://www.shindengen.co.jp/ir/）に掲載しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	134,002	（負債の部）	77,337
流動資産	86,784	流動負債	31,735
現金及び預金	33,337	支払手形及び買掛金	17,856
受取手形及び売掛金	22,287	短期借入金	7,628
有価証券	5,000	１年内償還予定の社債	400
商品及び製品	7,604	リース債務	232
仕掛品	3,740	未払法人税等	936
原材料及び貯蔵品	10,096	賞与引当金	1,039
繰延税金資産	1,429	その他	3,641
その他	3,322	固定負債	45,602
貸倒引当金	△33	社債	2,900
固定資産	47,217	長期借入金	24,658
有形固定資産	26,093	リース債務	314
建物及び構築物	9,223	繰延税金負債	51
機械装置及び運搬具	8,466	退職給付に係る負債	14,931
土地	5,395	製品保証引当金	2,518
リース資産	400	資産除去債務	147
建設仮勘定	933	その他	82
その他	1,674	（純資産の部）	56,664
無形固定資産	1,223	株主資本	53,185
のれん	85	資本金	17,823
ソフトウエア	563	資本剰余金	7,738
リース資産	100	利益剰余金	27,747
その他	473	自己株式	△123
投資その他の資産	19,900	その他の包括利益累計額	3,478
投資有価証券	14,661	その他有価証券評価差額金	3,113
繰延税金資産	4,529	為替換算調整勘定	1,519
その他	772	退職給付に係る調整累計額	△1,154
貸倒引当金	△63		
資産合計	134,002	負債及び純資産合計	134,002

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**108,255**
売上原価		**87,648**
売上総利益金額		**20,607**
販売費及び一般管理費		12,933
営業利益金額		**7,673**
営業外収益		
受取利息	82	
受取配当金	264	
雑収益	1,321	1,668
営業外費用		
支払利息	604	
雑損失	876	1,480
経常利益金額		**7,861**
税金等調整前当期純利益金額		**7,861**
法人税、住民税及び事業税	2,739	
法人税等調整額	△130	2,608
少数株主損益調整前当期純利益金額		**5,252**
当期純利益金額		**5,252**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,823	7,738	24,333	△118	49,776
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△699	－	△699
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,823	7,738	23,634	△118	49,077
当期変動額					
剰余金の配当			△1,030		△1,030
当期純利益金額			5,252		5,252
連結範囲の変動			△108		△108
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	4,113	△4	4,108
当期末残高	17,823	7,738	27,747	△123	53,185

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,077	△138	△2,052	△113	49,662
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	△699
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,077	△138	△2,052	△113	48,963
当期変動額					
剰余金の配当					△1,030
当期純利益金額					5,252
連結範囲の変動					△108
自己株式の取得					△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,036	1,658	898	3,592	3,592
当期変動額合計	1,036	1,658	898	3,592	7,701
当期末残高	3,113	1,519	△1,154	3,478	56,664

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数……20社

主要な連結子会社の名称……㈱秋田新電元
㈱東根新電元
㈱岡部新電元
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド

なお、シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッドは前連結会計年度までは非連結子会社でありましたが、連結計算書類に及ぼす影響が重要となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称……シンデンゲン・ラオス・カンパニー・リミテッド

連結の範囲から除いた理由……非連結子会社２社は、いずれも小規模会社で、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

関連会社の数……２社

主要な関連会社の名称……新電元メカトロニクス㈱

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な非連結子会社の名称……シンデンゲン・ラオス・カンパニー・リミテッド

持分法を適用しない理由……持分法非適用会社２社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 会計処理基準に関する事項

［重要な資産の評価基準及び評価方法］

① 有価証券

満期保有目的の債券……原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社……主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

在外連結子会社……主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

［重要な減価償却資産の減価償却の方法］

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、一部在外連結子会社は定額法を採用しております。耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

［重要な引当金の計上基準］

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③　製品保証引当金

販売した製品に係る点検・保守作業費用等の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって計上しております。

［その他連結計算書類の作成のための重要な事項］

①　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属される方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,086百万円増加し、利益剰余金が699百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金の利息

ヘッジ方針

有利子負債の将来の市場金利の変動による損失を軽減する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法を採用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法については、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額　85,211百万円

(2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務　84百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　普通株式　103,388千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

（決　　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	1,030百万円	利益剰余金	10円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決　　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	1,030百万円	利益剰余金	10円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。資金運用は、一時的な余資を、安全性の高い短期の金融資産にて運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金による運用を行っておりますが、格付けの高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に業務上関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後７年内であります。このうち一部は市場の金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクを回避、軽減することを目的として、為替予約取引などを利用しております。また、借入金に係る将来の市場金利変動リスクを回避、軽減することを目的として、金利スワップ取引を利用しております。為替予約取引は、為替相場の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引は、市場の金利変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の「［その他連結計算書類の作成のための重要な事項］②重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

当社は、営業債権管理規則に従い、営業債権について、営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、営業債権管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

・市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、デリバティブ管理規定のなかで基本方針、実行手続、取引限度額などが定められており、これに基づき、取引の実行、管理は経理部門で行っております。また、四半期ごとに取締役会にて当該取引の状況報告を行っております。連結子会社についても、デリバティブ管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して適宜保有状況の見直しを行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額などについては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
(1) 現金及び預金	33,337	33,337	－
(2) 受取手形及び売掛金	22,287	22,287	－
(3) 有価証券	5,000	5,000	－
(4) 投資有価証券	12,361	12,361	－
資産計	72,985	72,985	－
(1) 支払手形及び買掛金	17,856	17,856	－
(2) 短期借入金	7,628	7,628	－
(3) １年内償還予定の社債	400	400	－
(4) リース債務（流動負債）	232	232	－
(5) 未払法人税等	936	936	－
(6) 社債	2,900	2,903	3
(7) 長期借入金	24,658	24,775	117
(8) リース債務（固定負債）	314	303	△10
負債計	54,926	55,037	110
デリバティブ取引（＊）	0	0	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)有価証券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらはその他有価証券として保有する株式からなり、当該株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)１年内償還予定の社債、(4)リース債務(流動負債)、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債、(8)リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、為替予約取引については先物為替相場によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額2,300百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額……549円97銭

(2) １株当たり当期純利益金額…… 50円98銭

7．その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.64％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.06％、平成28年４月１日以降のものについては32.30％にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が512百万円、退職給付に係る調整累計額が46百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が146百万円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が613百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	115,620	（負債の部）	70,616
流動資産	78,629	流動負債	31,190
現金及び預金	21,858	支払手形	530
受取手形	363	買掛金	11,467
電子記録債権	476	短期借入金	7,630
売掛金	30,504	１年内償還予定の社債	400
有価証券	5,000	未払金	1,917
製品	4,170	未払法人税等	985
半製品	575	未払費用	597
材料	3,169	前受金	64
仕掛品	346	預り金	6,698
前払費用	66	設備関係支払手形	167
関係会社短期貸付金	4,294	賞与引当金	609
未収入金	4,899	リース債務	119
未収消費税等	2,160	その他	1
繰延税金資産	741	固定負債	39,426
その他	12	社債	2,900
貸倒引当金	△12	長期借入金	24,658
固定資産	36,991	退職給付引当金	9,046
有形固定資産	9,005	製品保証引当金	2,518
建物	2,783	資産除去債務	69
構築物	205	リース債務	163
機械及び装置	1,920	その他	71
車両運搬具	1	（純資産の部）	45,003
工具器具備品	462	株主資本	41,887
土地	2,944	資本金	17,823
リース資産	221	資本剰余金	7,738
建設仮勘定	465	資本準備金	6,031
無形固定資産	772	その他資本剰余金	1,707
のれん	85	利益剰余金	16,449
電話加入権	18	その他利益剰余金	16,449
ソフトウエア	405	繰越利益剰余金	16,449
リース資産	38	自己株式	△123
その他	224	評価・換算差額等	3,116
投資その他の資産	27,212	その他有価証券評価差額金	3,116
投資有価証券	12,425		
関係会社株式	9,855		
関係会社出資金	1,791		
関係会社長期貸付金	231		
長期前払費用	1		
繰延税金資産	2,571		
その他	380		
貸倒引当金	△43		
資産合計	115,620	負債及び純資産合計	115,620

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**92,638**
売上原価		**79,980**
売上総利益金額		**12,658**
販売費及び一般管理費		9,174
営業利益金額		**3,483**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,188	
雑収益	1,756	2,944
営業外費用		
支払利息	636	
雑損失	904	1,540
経常利益金額		**4,887**
特別損失		
減損損失	19	19
税引前当期純利益金額		**4,868**
法人税、住民税及び事業税	1,934	
法人税等調整額	△387	1,546
当期純利益金額		**3,321**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,823	6,031	1,707	7,738	14,822	14,822	△118	40,265
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	△665	△665	－	△665
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,823	6,031	1,707	7,738	14,157	14,157	△118	39,600
当期変動額								
剰余金の配当					△1,030	△1,030		△1,030
当期純利益金額					3,321	3,321		3,321
自己株式の取得							△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	2,291	2,291	△4	2,286
当期末残高	17,823	6,031	1,707	7,738	16,449	16,449	△123	41,887

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,080	42,346
会計方針の変更による累積的影響額	－	△665
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,080	41,681
当期変動額		
剰余金の配当		△1,030
当期純利益金額		3,321
自己株式の取得		△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,035	1,035
当期変動額合計	1,035	3,322
当期末残高	3,116	45,003

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……原価法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

半製品、材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

製品、仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

ただし、新エネルギー部門の一部は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）　耐用年数は法人税法に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,033百万円増加し、繰越利益剰余金が665百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

④　製品保証引当金

販売した製品に係る点検・保守作業費用等の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法については、税抜方式によっております。

③　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法を採用しております。

④　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額	27,528百万円
(2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務	84百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	22,417百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,554百万円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	47,800百万円
(2) 関係会社からの仕入高	48,223百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	3,771百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数　　普通株式　　103,388千株

(2) 自己株式の数　　普通株式　　356千株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因……退職給付引当金

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月1日から平成28年３月31日までのものは33.06％、平成28年４月１日以降のものについては32.30％にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が303百万円減少し、その他有価証券評価差額金が146百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が449百万円、それぞれ増加しております。

6．関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）	科目	期末残高
子会社	㈱秋田新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	13,499	買掛金	1,172
				資金の貸付	6,030	短期貸付金	620
				有償支給	2,815	未収入金	178
子会社	㈱東根新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	5,763	買掛金	485
				資金の貸付	445	短期貸付金	3,420
子会社	㈱岡部新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	18,700	買掛金	1,744
				資金の預り	1,776	預り金	6,100
子会社	新電元デバイス販売㈱	100%	当社製品の販売等	売上	3,597	売掛金	1,529
子会社	シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	5,647	売掛金	2,430
				有償支給	173	未収入金	70
子会社	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	仕入	7,691	買掛金	781
				有償支給	2,751	未収入金	928
子会社	広州新電元電器有限公司	100%	当社製品の製造・販売等	有償支給	2,420	未収入金	1,022
子会社	ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	100%	当社製品の製造・販売等	売上	9,753	売掛金	2,486
				ロイヤリティ	406	未収入金	117
子会社	シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	5,488	売掛金	3,328
子会社	シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	1,995	売掛金	1,196
子会社	シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	100%	当社製品の販売等	売上	2,979	売掛金	1,206
子会社	シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	100%	当社製品の販売等	売上	2,060	売掛金	834
子会社	新電元（香港）有限公司	100%	当社製品の販売等	売上	7,056	売掛金	2,690
関連会社	新電元メカトロニクス㈱	35%	当社製品の製造・販売等	売上	2,284	売掛金	591
関連会社	ナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド	22.57%	当社製品の製造・販売等	売上	4,334	売掛金	700

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）　市場価格等を勘案して一般の取引の条件と同様に決定しております。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額……436円79銭

（2）１株当たり当期純利益金額…… 32円24銭

８．その他の注記

（減損損失に関する注記）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
遊休資産	土地	山梨県甲府市	19

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

遊休資産については時価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額（百万円）
土地	19
合計	19

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、時価の算定にあたっては、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産税評価額等を勘案した結果、固定資産税評価額に合理的な調整を加えた金額を使用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　口　　潤　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　唐　澤　正　幸　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　口　　潤　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　唐　澤　正　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

新電元工業株式会社　監査役会

常勤監査役　横　瀬　是　秀　㊞

監　査　役　沖　本　隆　史　㊞

監　査　役　三　宅　雄一郎　㊞

（注）監査役沖本隆史及び監査役三宅雄一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき　　金10円　総額1,030,322,910円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	もり　かわ　まさ　と 森　川　雅　人 （昭和23年３月24日）	昭和45年４月　当社入社 平成10年６月　取締役 平成14年４月　電子デバイス事業本部長 平成16年４月　パワーシステム事業本部長兼資材・変成器統括センター担当 平成17年６月　常務取締役 平成18年６月　常務取締役兼常務執行役員 平成20年４月　パワーシステム事業本部長兼資材担当 平成21年２月　技術・生産・資材管掌 平成22年６月　代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 95,255株
2	さ　さ　き　　のぶ　ゆき 佐々木　延　幸 （昭和29年７月１日）	昭和53年４月　当社入社 平成11年４月　電子デバイス事業本部アクチュエータ事業部技術部長 平成15年12月　電子デバイス事業本部電子デバイス事業部生産部長 平成16年４月　電子デバイス事業本部半導体事業部第一開発部長 平成18年４月　電子デバイス事業本部半導体事業部長 平成22年６月　執行役員 ㈱秋田新電元代表取締役社長 平成25年６月　上席執行役員 平成26年６月　取締役兼常務執行役員（現在に至る） 工場長兼工場管理・環境管理・資材・物流・磁性部品担当（現在に至る）	普通株式 18,602株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	あら　はた　よし　みつ 荒　幡　義　光 （昭和29年12月28日）	昭和53年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成15年９月　㈱みずほコーポレート銀行ロスアンゼルス支店長 平成18年３月　同行執行役員営業第十一部長 平成20年５月　当社入社理事 平成20年６月　取締役（現在に至る）兼執行役員 経理・総務・内部監査担当 平成22年６月　上席執行役員（現在に至る） 平成24年６月　経理・内部監査担当 平成25年６月　経理・内部監査・情報システム担当（現在に至る）	普通株式 29,336株
4	すず　き　よし　のり 鈴　木　吉　憲 （昭和32年５月21日）	昭和57年４月　当社入社 平成11年４月　電子デバイス事業本部半導体事業部デバイス海外営業部長 平成14年４月　電子デバイス事業本部販売事業部営業企画部長 平成17年４月　営業本部共通販売統括室大阪支店長 平成19年４月　電子デバイス事業本部電子デバイス販売事業部長 平成20年６月　執行役員（現在に至る） 電子デバイス事業本部副本部長 平成21年２月　経営企画室長 平成21年６月　取締役（現在に至る） 平成24年６月　海外販売・共通販売担当 平成25年４月　営業本部長 平成25年６月　販売・電装事業担当（現在に至る）	普通株式 29,689株
5	ね　ぎし　やす　み 根　岸　康　美 （昭和33年10月８日）	昭和57年４月　当社入社 平成16年11月　経理部長 平成21年２月　人事部長 平成24年４月　人事担当取締役付 平成24年６月　取締役兼執行役員（現在に至る） 経営企画室長兼人事・総務・研修センター担当 平成24年10月　経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当（現在に至る）	普通株式 15,461株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	ほり　ぐち　けん　じ 堀　口　健　治 （昭和34年11月16日）	昭和58年４月　当社入社 平成12年４月　機能デバイス事業本部機能デバイス事業部デバイス設計部長 平成15年10月　機能デバイス事業本部機能デバイス事業部副事業部長 平成17年４月　電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長 平成20年４月　技術開発本部ＩＣ開発センター長 平成21年２月　技術開発センター副センター長 平成22年６月　執行役員（現在に至る） ㈱東根新電元代表取締役社長 平成24年６月　ＳＰＩＳプロジェクト担当 平成25年６月　取締役（現在に至る） 技術開発センター長兼技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当（現在に至る）	普通株式 15,955株
7	やま　だ　いち　ろう 山　田　一　郎 （昭和24年８月１日）	昭和49年４月　日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所入社 昭和60年９月　工学博士（東京大学「位置決め制御の高速・高精度化に関する研究」） 平成５年１月　日本電信電話（株）総合企画本部・技術調査部、担当部長（技術支援分門長） 平成７年２月　同社ＮＴＴ境界領域研究所、通信エネルギー研究部長 平成11年１月　同社ＮＴＴ通信エネルギー研究所、エネルギーシステム研究部長 平成12年７月　同社ＮＴＴ生活環境研究所長 平成14年７月　東京大学大学院工学系研究科教授 平成21年５月　同大学副学長（環境安全担当） 平成24年４月　同大学大学院新領域創成科学研究科教授 平成26年６月　当社取締役（現在に至る）	普通株式 565株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8 ※	はしもと　ひでゆき 橋元　秀行 （昭和39年１月25日）	平成３年10月　中央新光監査法人入所 平成７年４月　公認会計士登録 平成12年１月　橋元公認会計士事務所開設 平成12年４月　税理士登録 平成19年５月　東陽監査法人入所 平成26年６月　東陽監査法人　代表社員（現在に至る）	普通株式 0株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
３．山田一郎氏、および橋元秀行氏は社外取締役候補者であります。
４．（１）山田一郎氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏の大学教授としての専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言いただけることを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
（２）橋元秀行氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は公認会計士および税理士として、専門的な知識や豊富な経験を有しており、それらの観点から経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
５．山田一郎氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は山田一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、山田一郎氏の再任が承認された場合には同氏との当該契約を継続する予定であります。また、橋元秀行氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、山田一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、橋元秀行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役横瀬是秀氏が辞任され、監査役三宅雄一郎氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 ※	ひごよしあき 肥後良明 （昭和30年７月12日）	昭和54年４月　当社入社 平成13年４月　東北営業所長 平成15年４月　総務人事部長 平成16年４月　人事部長 平成21年２月　名古屋支店長 平成22年４月　西日本支社長 平成25年６月　執行役員就任（現在に至る） 平成25年６月　㈱東根新電元　代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 19,361株
2	みやけゆういちろう 三宅雄一郎 （昭和22年８月８日）	昭和47年４月　弁護士登録（東京弁護士会）・開業（現在に至る） 平成15年６月　当社監査役（現在に至る）	普通株式 84,822株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

３．三宅雄一郎氏は、社外監査役候補者であります。

４．三宅雄一郎氏は、弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

５．三宅雄一郎氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

６．当社は三宅雄一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、三宅雄一郎氏の再任が承認された場合には同氏との当該契約を継続する予定であります。

７．当社は、三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
久保田（くぼた）　辰敬（ときたか） （昭和39年２月22日）	昭和61年４月　当社入社 平成21年２月　経理部長 平成26年４月　経営企画室企画部長（現在に至る）	普通株式 5,172株

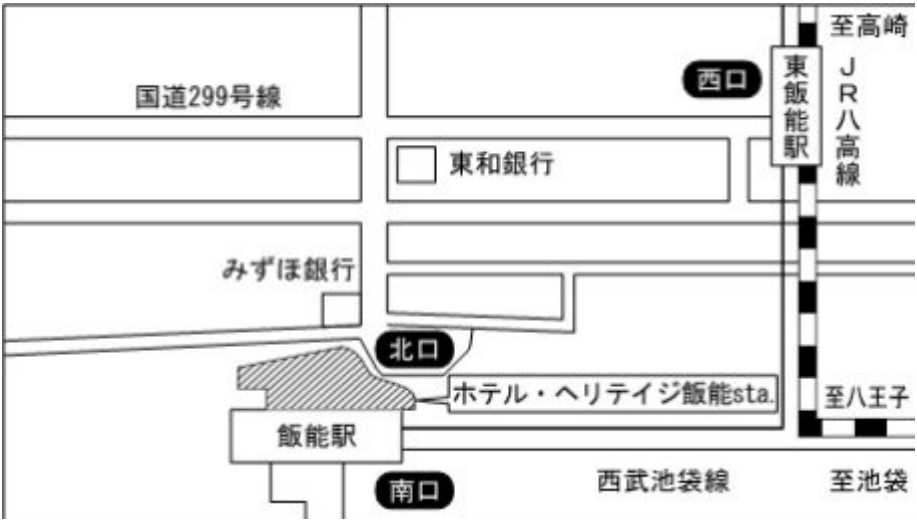
（注）候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

埼玉県飯能市仲町11番21号
ホテル・ヘリテイジ飯能sta.　６階　ヘリテイジホール
電話（042）－975－1313



西武池袋線　飯能駅（北口）下車　徒歩１分
西武池袋線　東飯能駅（西口）下車　徒歩10分
ＪＲ八高線　東飯能駅（西口）下車　徒歩10分

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当日は節電の取り組みの一環といたしまして、会場内の空調の温度を高めにして開催させていただきます。つきましては、当社の役員および従業員がノーネクタイの「COOL BIZ」スタイルにてご対応させていただく予定ですので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますよう、お願い申しあげます。